

平成19年（2007年）紀北町12月定例会会議録

第 1 号

招集年月日 平成19年12月11日（火）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 平成19年12月11日（火）

応 招 議 員

1 番	東 篤布	2 番	中村健之
3 番	近澤チヅル	4 番	家崎仁行
5 番	川端龍雄	6 番	北村博司
7 番	玉津 充	8 番	尾上壽一
9 番	平野倅規	10番	岩見雅夫
11番	入江康仁	12番	平野隆久
13番	島本昌幸	14番	中本 衛
15番	中津畑正量	16番	東 澄代
17番	松永征也	18番	垣内唯好
19番	奥村武生	20番	東 清剛
21番	谷 節夫	22番	世古勝彦

不応招議員

な し

地方自治法第 121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	奥山始郎	副 町 長	北村文明
収 入 役	川端清司	総 務 課 長	川合誠一
財 政 課 長	太田哲生	危機管理課長	中原幹夫
企 画 課 長	中場 幹	税 務 課 長	上原晴彦
住 民 課 長	宮澤清春	福祉保健課長	塩崎剛尚
環境管理課長	倉崎全生	産業振興課長	中村高則
建 設 課 長	山本善久	水 道 課 長	村島成幸
出 納 室 長	谷口房夫	紀伊長島総合支所長	石倉宣夫
教育委員長	喜多 健	教 育 長	小倉 肇
学校教育課長	世古雅則	生涯学習課長	家崎英寿
代表監査委員	佐野耕造		

職務の為出席者

事 務 局 長	中野直文	書 記	大谷眞吾
書 記	上野隆志	総務課長補佐	工門利弘

提出議案 別紙のとおり

会議録署名議員

7番 玉津 充

8番 尾上壽一

議事の顛末 左記のとおりを記載する。

(午前 9 時 30分)

議長

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は22名であり、定足数に達しております。

議長

議会が成立いたしましたので、これより平成19年12月紀北町議会定例会を開会いたします。
会期日程並びに議事日程につきましては、お手元に配布のとおりでありますので、ご了承
ください。

なお、今期定例会において議会放送番組収録のため、ZTV及び企画課職員によるテレビ
撮影等を許可することといたします。

ここで議案並びに資料についての訂正をお願いしたいと思います。

配布済みの議案等の中で誤りがあり、別紙、正誤表のとおり訂正したいとの申し出が文書
によりありました。会議規則第20条の規定により、議題となる前でありましたので、議長に
おいて許可することにいたしました。各議員には正誤表を配布させていただいておりますの
で、訂正につきご了承くださいますようお願い申し上げます。

それでは会期日程並びに議事日程を朗読いたさせます。

中野議会事務局長。

中野直文議会事務局長

(会期日程・議事日程朗読)

議長

これより本日の会議を開きます。

日程第 1

議長

日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第 119条の規定に基づき、本日の会議録署名議員に、

7 番 玉津 充君

8 番 尾上壽一君

のご両名を指名いたします。

日程第 2

議長

次に日程第 2 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日12月11日から12月20日までの10日間にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしと認めます。

したがって、今期定例会の会期は本日から12月20日までの10日間とすることに決定しました。

日程第 3

議長

次に日程第 3 諸般の報告を行います。

去る12月 5 日に議会運営委員会が開催され、今期定例会にかかる運営等について協議いただき、すでに配布済みのおり確認をいたしておりますので、ご報告申し上げます。

まず、定例会に提出され受理された案件は、議案第76号から議案第92号までの17件であり

ます。また、請願については2件受理をしておりますのでご報告申し上げます。

次に、一部事務組合議会等の開催についてであります。三重紀北消防組合議会は12月21日の午前10時から、紀北広域連合議会は12月21日の午後1時30分から開催します。荷坂やすらぎ苑組合議会は12月25日の午前10時から、東紀州農業共済事務組合議会は12月25日の午後3時からの開催となっております。三重県市町職員退職手当組合議会は12月27日の午後2時からの開催であります。多忙な折りとは存じますが、出席方、よろしくお願い申し上げます。

次に、地方自治法第121条の規定により提出案件説明のため、あらかじめ出席を求めましたところ、奥山町長はじめ、喜多教育委員長、佐野監査委員、その他関係課長等の出席がありましたのでご報告いたします。

次に、議会運営委員会において確認された事項について報告します。まず、一般質問については、通告の受け付け締め切りが本日の午後5時までとなっております。質問の要旨については具体的に記載していただき、答弁を求める者、資料を要求される方は必ず記載しておいてください。質問の持ち時間は30分以内とし、残り時間の周知方法であります。持ち時間が残り5分となったときに事務局長の席の前に黄色のカードを掲げ、周知することに変更いたしましたので、ご報告いたします。

次に、常任委員会の開催についてであります。1日一常任委員会の開催とし、今期定例会においては12日、13日、14日の3日間で委員長に調整をお願いしたいと思います。昼食休憩の間にも調整していただきますようお願い申し上げます。

次に、先般、配布いたしました三重県労働組合総連合議長からお願いのあった地方財政拡充、財政健全化法施行にあたっての意見書の提出についてであります。その趣旨に賛同される議員でもって提案することで確認されております。委員会付託の関係もあり、提出は本日までとなっております。

次に、条例委員やその他の委員関係の選出についてであります。申し訳ございませんが、本日の会議終了後、調整を行っていただきたいと思っております。なお、国保運営協議会の委員については残り4人、教育民生委員の中から選出することになりますので、休憩の間に教育民生委員長に調整をしていただきますようお願い申し上げます。なお、資料については、先般の臨時議会で決定された議会組織一覧表とともに各議員の棚に入れさせていただいておりますので、選出にあたっての参考資料としていただきたいと思っております。

最後に、紀北町開発公社の理事会の開催についてであります。定例会の会期中に行いたいとの申し出を受けております。日程調整を行ったうえ、ご連絡させていただきますので、

委員におかれましてはよろしくご了承賜りますようお願い申し上げます。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第 4

議長

次に日程第 4 行政報告につき町長から申し出がありましたので、許可することといたします。

奥山町長。

奥山始郎町長

おはようございます。

本日は定例会の開催要請をさせていただきましたところ、全員のご出席を賜り厚く御礼申し上げます。

早速ですが、本議会定例会にあたりまして 4 件の行政報告をさせていただきます。

まず 1 点目は、県外からの企業進出に関する、ご報告をいたします。

兵庫県尼崎市の「大阪削鯉株式会社」が、三重県を通じて紀北町内へ工場を建設したい旨の連絡があり、大阪削鯉株式会社、三重県及び紀北町の三者で立地の調整を続けております。

現時点での、大阪削鯉株式会社の事業計画によりますと、事業内容は、「削り節」原料の製造であり、進出予定地は、紀伊長島区長島1980番地14、加田地内の江ノ浦湾に面した、長島町漁業協同組合所有の用地、約 1,986㎡に、床面積約 712㎡の工場を建設する予定であります。

従業員は、当初10名程度を地元で採用したいとお聞きしております。

なお、企業の立地につきましては、「企業立地協定」を結ぶことを前提として誘致を進めており、三重県のご指導を仰ぎながら協定を締結するために必要な協議を進めております。また、進出企業につきましては、地元住民説明会の開催も計画されております。

次に 2 点目は、お魚らんど海山についてであります。高速道路建設にかかる支障移転のため、平成19年 9 月30日を当施設の指定管理期間の期限としておりましたが、指定管理者であった「お魚らんど海山グループ」の 3 名のうち 2 名が、国や町に対し、解決金や継続営業

を求めて立ち退くことを拒否し、当施設を不法占有した状態が生じております。

平成17年に当施設が高速道路海山インター施設用地としてかかることが決まって以来、町との話し合いや国との補償交渉を進めてまいりましたが、先にご報告申し上げましたように、相手からの調停の申し立てに対し、2回の調停期日で不調となっております。

調停では、申立人らは国や町に対し継続営業や立ち退きにかかる解決金を求めているのに対し、国は、指定管理者3名に対し相当の移転補償額を提示し、一方、町は、継続営業については、当施設を廃止することを両者で確認済みであり、また、例え別の場所に建て施設を継続したとしても、指定管理者制度に基づき運営することになっているため、指定管理者の選定は公募によらなければならないこと、また、解決金については、地方自治法及び町条例から見て支出できないことであることなどを主張してきました。

平成19年9月30日の期限を過ぎても営業し続けることに対し、3度の退去通告を出すとともに、不法占有している2名を債務者として10月29日付けで、津地方裁判所に立ち退き断行の仮処分命令申し立てを起こしたところでございますが、本来ならば、このような経緯を議会に報告しご理解を賜るところでございましたが、このように省いたことを申し訳なく思っております。この仮処分命令申し立ては、11月14日に第1回の審尋期日があり、これには債務者らは出席せず、町だけの審尋が行われました。11月30日には、第2回目の審尋期日があり、これには双方出席しました。そして3回目の審尋期日は明日の12月12日を予定しております。

この審尋では、町の主張として債務者らの行為は、建物占有という不当な手段をもって、町に対し難しい要求をしていること、当施設の土地所有者が国との用地交渉ができず窮地におかれていること、高速道路の早期完成は、命の道の早期完成を求めている多くの地域住民の願いであることなどをあげ、立ち退き断行の仮処分の必要性を訴えております。

なお、今後の状況については、まだ確定していないこともありますので、できる限り報告をさせていただきます進めてまいりますので、議員の皆様方にはよろしくお願い申し上げます。

続いて3点目は、2件の寄付についてであります。

1件目は、去る10月26日に紀洋精密株式会社 代表取締役社長 玉置直人様より、亡き会長の伊藤紀良様のご遺志により、町のために役立ててほしいと30万円のご寄付をいただきました。

2件目は、昨日に引き続き12月10日に日本土石工業株式会社 代表取締役社長 椋野玲史様より、歳末助け合い運動協賛金として50万円のご寄付をいただきました。

ご寄付に対しまして心より感謝申し上げますとともに、その趣旨に沿い、今後有効に活用させていただきたいと存じますので、ここにご報告申し上げます。

最後に4点目は、紀北町が総務大臣表彰を受賞したことについてであります。総務省では、昭和22年5月3日に地方自治法が施行されてから60年目の節目にあたり、去る11月20日、東京国際フォーラムにおきまして、地方自治法施行60周年記念式典が天皇皇后両陛下ご臨席の下、挙行されました。

この席上「紀北町が、合併後、地域特性を活かした町づくりや効率的かつ円滑な事務執行、また、熊野古道や豊かな自然を活用した地域の活性化に積極的に取り組んでいる」として、総務大臣表彰を受賞したものであります。

この式典は、これまでも法施行後10年ごとに挙行されておりました、今回で6回目となる貴重な、極めて意義深い行事であり、本町のこれまでの取り組みが高く評価され晴れて受賞の運びとなりましたことは、この上もない喜びであり、今後の行政運営にとっても大きな励みになるところであります。

これもひとえに町民の皆様、並びに議員の皆様のご活躍のおかげと、この場をお借りしまして感謝申し上げますとともに、今後も町行政にご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。行政報告とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長

入江議員。

11番 入江康仁議員

今の行政報告に対してですね、いいですか。

議長

入江議員、質問ができないけど、意味がどういう意味かというぐらいうったら。

11番 入江康仁議員

内容のあれなんです。いいですか。

議長

入江議員。

11番 入江康仁議員

今ですね、町長はお魚らんの件なんですけど、12月29日に仮処分の申し立てを行ったと、

これがただいまですね、この議会において報告することじゃなくてですよ、もっと先にこの事を起こす前に、議会に報告するのが筋ではないですか。やはり行政というのは法を遵守せなあかんというのは、私はずっと言い続けてきた。しかし、その業者に対してですよ、建物の不法占拠とか何とかって今いろいろ言ったけど、議員の議会としてですよ、何が不法占拠にあたっているのかどうかということ議員皆わかっていますか。

そして、この仮処分するということは、これ費用が伴うことなんですね、裁判費用が。それを今度は裁判になってから、今度は予算認めてくださいと、事を都合の良いように、事件を起こしておいてですよ、あとで予算を付けて認めてくれって、これはいくらなんでも議会の軽視しておることじゃないですか。あまりにも筋違いじゃないですか、これって。

そうして今言うておる不法占拠、不法占拠って言うけど、何が不法占拠になっておるか、議員皆知ってる、そういうことを言うて皆に町民に対してですよ、業者を悪もんにする、都合のええことだけは自分たちがええようなこと言うて、業者を悪者にするということは、僕は言うてきておるはずですよ、これ。これはあとでこのような予算を付けて、これ認めるわけにいかないよ、これ。さきに予算処置が必要なんじゃないですか、議長。

それを自分たちが法令遵守だ法令遵守だと言っておってですよ。こういうことは自分の都合のいいようにばっかやってきておる、今までも。これは私に関連のあることだからひとつ言っておくけど、前の最高裁のときの上告でも 770万円というのを一遍に出してきて認めさせておる、議会に対して。そうして無駄な金をつこうて敗訴している。そのときでも敗訴するかどうかというような議論も何もやってないでしょう。私は第1回議員になったときに初めて私は言った。勝てる要素もないのに何でこんなようなことやるんだと、それと同じことなんじゃないですか、議長。

それで、本当に謝って済むもんじゃない、これは議長。やはりこれは予算を処置が必要なんですから、こんなもん今日にポンと行政報告出してもらっても困る。事を自分と起こしておいて、あとで問題になったら予算をして、これは議長、これは本当に筋違い。

それともう1点、日本土石からの50万円の寄付をいただいたというけど、これは今、産廃施設に伴ったとこの業者じゃないですか。問題になった、議会でも問題になった。日本土石というこの50万円の寄付は、そういう問題のあるところから寄付を受け取っていいんですか。

こういうことは議長さきにですね、議会に報告して議会の中できちんと詰やなあかんことやと思います。あまりにもこれ議会軽視しておる、これ。そこをね、またねさきほど町長は今後においてと言われたが、これでは説明会がそんならいつするのかどうかということをね、

議長、議長から言っていただきたい。

そしてその2業者に対しては不法占拠だと言うけど、どういうところで不法占拠になるのか、町の態度は間違っているかもわからないのですよ。そこがあるからきちんとやはりこれを説明せんと、これ予算絶対承服できないよ、僕らはもう。1つ2つやないんだから、これは。そこを議長よろしく願いいたします。

議長

今の入江議員の発言でございますが、一応、町長の行政報告ということでございますので、後ほどそのような説明会を理事者とよく話し合いをして、持てるように努力したいと思います。

11番 入江康仁議員

議長、だからこういうこと問題にならないように先に、やはり重要なことですからこれは。先に議長なりこういうことをあつたら議長ね、それはもう議会に説明会開いてくださいとか、いろいろやってますでしょう今まででも、それをやっぱりやらなあかんのじゃないですか、これは。お金にまつわることだから、これ予算ね。それを強く要望します。

議長

理事者と打ち合わせしたいと思いますので、この場で暫時休憩したいと思います。

議長

この場で暫時休憩いたします。

(午前 9時 56分)

議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前 10時 23分)

議長

ただいまの行政報告に対し、詳細説明を求める方がありましたので、理事者と打ち合わせをしました結果、12月17日、午前9時30分から再度説明をさせていただき、質疑等の場所を設けることで確認いたしましたので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

一応、報告会ということやもんで、一応説明会とさせていただきたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長

奥村議員。

19番 奥村武生議員

これはですね、説明会ではいかんと思うよ、これは。新たにその臨時議会を開いてでもやってもらわんと困る問題ですよ。一般質問にも馴染まない問題でもあるわけですよ。

この間申し上げましたように30分しかないわけですから、一般質問は。この問題でやり出したらもう30分皆使っちゃいます。だからこれはその法規上明らかなんですよ。ただし書きはですね、ただし書きはこれはあるでしょう。給料、職員手当及び共済費にかかる予算額に過不足を生じた場合における同一款内での経費の各項の流用の問題はいいと、その他の以外については原則として駄目なんですよ、これは。第5条ですねこれは。歳出予算の流用という部分があるはずですよ。だからこれは入江議員も言ったように、議会軽視も甚だしいわけですよ。だからこれは議長裁断としてもですね、新たに臨時議会を開いて、この問題で討論してもらわな困る。よろしくお願いいたします。

議長

奥村議員の発言に答えます。

一応、行政報告ということでございますので、臨時議会の取り上げる議題ではないと思いますんで、また予算が上がってきたときに、そのときに質疑をお願いしたいと思います。

日程第5～日程第21

議長

お諮りします。

日程第5 議案第76号から、日程第21 議案第92号までの17件については、提案者より提案、理由の説明並びに内容説明を求めるため、一括議題といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしと認めます。

したがって、一括議題とすることに決定いたしました。

それでは、提案者より一括提案理由の説明を求めます。

奥山町長。

奥山始郎町長

それでは、本議会に上程いたしました案件につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案第76号 紀北町情報公開条例の全部を改正する条例

であります。情勢の変化等による公文書の開示請求の増加に対し迅速に対応していくため、また、今後より一層、情報公開制度を推進させ、住民参画と町政に対する理解と信頼を深めるため、本条例の全部を改正しようとするものであり、議会の議決を求めるものであります。

議案第77号 紀北町個人情報保護条例の全部を改正する条例

であります。平成20年度から「三重県後期高齢者医療広域連合」と通信回線を用いて対象者の情報を共有し、後期高齢者事務を遂行していくにあたり、これに対応した条例にするため、また、保有する個人情報の定義の追加、及び死亡された方の個人情報の取り扱いに関する事項の追加等を行うため、本条例の全部を改正しようとするものであり、議会の議決を求めるものであります。

議案第78号 紀北町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

であります。地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律及び地方公務員法の一部を改正する法律が平成19年8月1日から施行されることに伴い、育児短時間勤務制度、及びそれに伴う短時間勤務制度を追加する必要が生じたので、本条例の一部を改正しようとするものであり、議会の議決を求めるものであります。

議案第79号 紀北町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

であります。この議案につきましても議案第78号と同様に地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律及び地方公務員法の一部を改正する法律が、平成19年8月1日

から施行されたことに伴い、再度育児休業することができる特別の事情の規定や育児短時間勤務の承認、または請求手続きの規定の追加等、規定を改正する必要が生じたので、本条例の一部を改正しようとするものであり、議会の議決を求めるものであります。

議案第80号 紀北町一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第81号 紀北町現業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の2議案につきましては、人事院勧告に基づき、一般職の職員の給与に関する法律の一部改正及び地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正が、平成19年11月30日から施行されたことに伴い、初任給を中心に若年層に限定した俸給月額改正、その他、扶養手当額、勤務手当0.05ヵ月分の引き上げ等にのほかに、育児短時間勤務制度の導入に伴う規定の追加、改正等を行う必要が生じたので、本条例の一部を改正しようとするものであり、議会の議決を求めるものであります。

議案第82号 紀北町集会所条例の一部を改正する条例

であります。平成19年度において紀北町立鯨教育集会所、及び下地区民館の老朽化による改築事業を施工するに伴い、本条例別表に「紀北町鯨集会所」と「紀北町下地集会所」を追加する必要が生じたので、本条例の一部を改正しようとするものであり、議会の議決を求めるものであります。

議案第83号 紀北町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

であります。日本郵政公社が民営化されたことにより、占用料の減免規定から、これにかかる部分を削除する必要が生じたので、本条例の一部を改正しようとするものであり、議会の議決を求めるものであります。

議案第84号 紀北町営住宅条例の一部を改正する条例

議案第85号 紀北町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例

の2議案につきましては、公営住宅入居者等の生活の安全と平穏の確保及び公営住宅制度への信頼確保等をより一層高めるため、公営住宅から暴力団を排除する必要がありますので、入居者の資格、同居の承認、入居後の承継、明渡し請求の規定に暴力団を排除する規定を追加するとともに、三重県警察本部から意見の聴取ができる規定を新たに設けることに伴い、本条例の一部を改正しようとするものであり、議会の議決を求めるものであります。

議案第86号 紀北町立教育集会所条例の一部を改正する条例

であります。議案第82号でもご説明申し上げましたが、平成19年度で紀北町立鯨教育集会所の老朽化により、新たに紀北町鯨集会所として改築事業を施工するに伴い、本条例別表が

ら「紀北町立鯨教育集会所」を削除する必要が生じたので、本条例の一部を改正しようとするものであり、議会の議決を求めるものであります。

議案第87号 平成19年度紀北町一般会計補正予算（第3号）

であります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ6,170万3,000円追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ87億8,776万5,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

歳入の主なものといたしましては、普通交付税が6,731万2,000円の増、国庫支出金が地域介護・福祉空間整備等交付金などで2,551万9,000円の増、財政調整基金繰入金で3,308万9,000円の減であります。

一方、歳出の主なものといたしましては、職員人件費等総務費で1,915万2,000円の減、地域介護・福祉空間整備等交付金事業等、民生費で2,941万1,000円の増、リサイクルセンター施設管理事業費等、衛生費で2,979万7,000円の増、分収造林事業費等、農林水産事業費で281万2,000円の増、観光活性化対策事業費等、商工費で102万2,000円の増、町営住宅維持管理事業費等、土木費で553万2,000円の増、三重紀北消防組合負担金等消防費で364万7,000円の減、職員人件費等、教育費で78万円の増、高利の地方債の繰上償還等、公債費で1,495万1,000円の増であります。

議案第88号 平成19年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

であります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ30万2,000円追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ27億8,917万5,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

内訳といたしましては、職員人件費30万2,000円の増でありまして、それに伴い一般会計繰入金も同額を増額するものであります。

議案第89号 平成19年度紀北町老人保健特別会計補正予算（第2号）

であります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ10万円追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ31億6,218万4,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

内訳といたしましては、議案第88号と同様、職員人件費でありまして10万円を増額し、それに伴い一般会計繰入金も同額を増額するものであります。

議案第90号 平成19年度紀北町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

であります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ800万円追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億1,283万1,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

歳入の内訳といたしましては、簡易水道事業借換債で町債を800万円増額であります。

歳出の主なものとしましては、借換えにより公債費が833万4,000円の増、予備費が201

万 1,000円の減、その他職員人件費等の増であります。

議案第91号 平成19年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）

であります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ 926万 7,000円追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1億 7,755万 7,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

歳入の内訳といたしましては紀北町指定介護老人福祉施設基金繰入金が 820万 3,000円の減、繰越金が 1,747万円の増であります。

歳出の内訳といたしましては、職員人件費が 302万 3,000円の減、紀北町指定介護老人福祉施設基金積立金が 1,229万円の増であります。

議案第92号 平成19年度紀北町水道事業会計補正予算（第2号）

であります。収益的支出におきましては、職員人件費等、水道事業費用に45万 6,000円追加し、総額を 3億 3,443万 8,000円とするものであります。

次に、資本的収入におきましては、上水道事業借換債等 2億 8,840万円を追加し、総額を 3億 4,270万 5,000円とするものであります。

また、資本的支出におきましては、繰上償還にかかる元金償還金等 3億 4,254万 5,000円追加し、総額を 6億 195万 2,000円とするものであります。

この結果、資本的収支において不足する 2億 5,924万 7,000円につきましては、過年度分損益勘定留保資金等で補填しようとするものであります。

以上、17議案につき提案の趣旨説明を申し上げましたが、詳細につきましては、それぞれ担当に説明いたさせます。何とぞ慎重ご審議のうえ、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長

続きまして内容説明求めます。

議案第76号から第81号までの説明を求めます。

川合総務課長。

川合誠一総務課長

おはようございます。どうかよろしくお願いたします。

それでは、議案第76号について説明させていただきます。

1ページをご覧ください。

議案第76号 紀北町情報公開条例の全部を改正する条例

紀北町情報公開条例（平成17年紀北町条例第14号）の全部を別紙のとおり改正する。

平成19年12月11日提出

紀北町長 奥山始郎

提案理由

情報公開制度の充実を図るにあたり所要の改正が必要となったため、本条例の全部を改正するというものであります。

今回の全部改正は、社会情勢の変化や公文書の開示請求の増加等に対し、迅速に対応できるよう規定を追加したこと、また、総合計画にも謳っております情報公開制度の充実に向けて、三重県情報公開条例の条文と照らし合わせ、精査を行ったうえで同条例に沿った形で規定の追加、条文表記の修正等を行ったものであります。

なお、今回の改正は修正箇所が多くなったことから、全部改正という形をとらせていただきましたので、どうかご了承をお願いいたします。

(以下資料により詳細に説明)

川合誠一総務課長

次に、12ページをご覧ください。

議案第77号について説明させていただきます。

議案第77号 紀北町個人情報保護条例の全部を改正する条例

紀北町個人情報保護条例（平成17年紀北町条例第15号）の全部を別紙のとおり改正する。

平成19年12月11日提出

紀北町長 奥山始郎

提案理由

個人情報保護制度の充実を図るにあたり所要の改正が必要となったため、本条例の全部を改正するというものであります。

今回の全部改正は、一つは平成20年度より三重県後期高齢者医療広域連合と通信回線を用いて、後期高齢者医療対象者の情報を共有することとなりましたが、現在の紀北町個人情報保護条例の規定では情報を共有することができないため、共有を行うための必要事項を盛り込んだ条文の改正が必要となるためであります。

また、それにあわせて個人情報の規定について、三重県個人情報保護条例と照らし合わせた結果に基づく、保有する個人情報の定義の追加と、死亡した者の個人情報の取り扱いに関する事項の追加、条文の表記の修正等を行うものであります。

なお、本条例につきましても、今回の改正は修正箇所が多くなったことから、全面改正と

いう形をとらせていただきましたので、どうかご了承をいただきますようお願いいたします。

(以下資料により詳細に説明)

川合誠一総務課長

次に、32ページをご覧ください。

議案第78号についてご説明させていただきます。

議案第78号 紀北町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

紀北町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年紀北町条例第28号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成19年12月11日提出

紀北町長 奥山始郎

提案理由

地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）の一部改正及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）の一部改正に伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたためというものであります。

今回の法律改正の内容は、職員が職務を完全に離れることなく育児を行うことを可能とする、育児のための短時間勤務を認める制度を導入するものであり、また、それに伴う短時間勤務制度の導入を行うものであります。

改正内容については新旧対照表でご説明申し上げます。

35ページをご覧ください。

(以下資料により詳細に説明)

川合誠一総務課長

次に、38ページをご覧ください。

議案第79号についてご説明させていただきます。

議案第79号 紀北町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

紀北町職員の育児休業等に関する条例（平成17年紀北町条例第29号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成19年12月11日提出

紀北町長 奥山始郎

提案理由

地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）の一部改正及び地方公務

員法（昭和25年法律第 261号）の一部改正に伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたためというものであります。

今回の法律改正の内容は、さきほどの紀北町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正でも出てまいりましたが、職員が職務を完全に離れることなく育児を行うことを可能とする、育児のための短時間勤務を認める制度を導入するものであります。

対象となる職員は、小学校就学の時期に達するまでの子を養育する常勤の職員で、勤務形態は1日当たり4時間（週20時間）、5時間（週25時間）、週3日（週24時間）、週2日半（週20時間）等のうち、いずれかの勤務の形態を選択して請求することができるものです。

育児短時間勤務の期間は子が小学校就学の時期に達するまでとし、請求の期間は1ヵ月以上1年以下で、期間延長を請求することも可能とするものであります。

また、同一の勤務職に週20時間勤務である2人の育児短時間勤務職員を任用可能とするものであります。

それでは、新旧対照表でご説明申し上げます。

44ページをご覧ください。

（以下資料により詳細に説明）

川合誠一総務課長

次に、52ページをご覧ください。

議案第80号についてご説明させていただきます。

議案第80号 紀北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

紀北町一般職の職員の給与に関する条例（平成17年紀北町条例第42号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成19年12月11日提出

紀北町長 奥山始郎

提案理由

一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の一部改正及び地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）の一部改正に伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたためというものであります。

今回の改正は、国の人事院勧告に基づくものであり、1点目は、初任給を中心に若年層に配慮した給料月額引き上げ、2点目は、扶養手当を配偶者を除く扶養親族1人につき、支給月額500円引き上げ、3点目は、勤勉手当について0.05ヵ月を引き上げるものであります。

また、育児短時間勤務職員にかかる給与の改正を行うものであります。

改正内容につきましては、新旧対照表でご説明申し上げます。

56ページをご覧ください。

(以下資料により詳細に説明)

川合誠一総務課長

次に、67ページをご覧ください。

議案第81号についてご説明させていただきます。

議案第81号 紀北町現業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例

紀北町現業職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成17年紀北町条例第43号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成19年12月11日提出

紀北町長 奥山始郎

提案理由

一般職の職員の給与改定に準じ、本条例の一部を改正する必要性が生じたためというものでありまして、別表の改正を行うものであります。

70ページの新旧対照表をご覧ください。

(以下資料により詳細に説明)

議長

次に、議案第82号の説明を求めます。

宮澤住民課長。

宮澤清春住民課長

それでは75ページをお願いいたします。

議案第82号についてご説明をさせていただきます。

議案第82号 紀北町集会所の一部を改正する条例

紀北町集会所条例（平成17年紀北町条例第18号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成19年12月11日提出

紀北町長 奥山始郎

提案理由

紀北町立鯨教育集会所、及び下地区民館の老朽化に伴う改築にあたり、両集会所を本条例に追加したく、別表の一部を改正を行うものでございます。

76ページをお願いいたします。

(以下資料により詳細に説明)

議長

次に、議案第83号から議案第85号までの説明を求めます。

山本建設課長。

山本善久建設課長

それでは、議案書の78ページをお願いいたします。

議案第83号 紀北町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

紀北町道路占用料徴収条例（平成17年紀北町条例第 132号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成19年12月11日提出

紀北町長 奥山始郎

提案理由

日本郵政公社の民営化に伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたためでございます。

内容につきましては、今回の改正につきましては、従来、日本郵政公社が行う事業のための道路占用の取り扱いにつきましては、日本郵政公社を国の行政機関とみなし、占用料を免除するものとしてきましたが、平成19年10月1日から日本郵政公社の事業が民営化されたことによりまして、民営化後の日本郵政株式会社等については、国の行政機関とみなす法令上の措置が講じられないことから、これら日本郵政株式会社等が行う事業のための道路占用については、条例第3条の占用料の減免に該当しないとする条例の改正でございます。

また、塩の記述につきましては、平成9年に塩の専売制度が廃止され、塩の取り扱いが自由化されていることから、今回あわせて削除いたします。

なお、現在塩、または郵便切手の販売にかかる看板等の道路占用の事例はございません。

80ページの新旧対照表で説明させていただきます。

(以下資料により詳細に説明)

山本善久建設課長

続きまして、議案第84号の説明に移らせていただきます。

81ページでございます。

議案第84号 紀北町営住宅条例の一部を改正する条例

紀北町営住宅条例（平成17年紀北町条例第 134号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成19年12月11日提出

紀北町長 奥山始郎

提案理由

公営住宅入居者等の生活の安全と平穩の確保及び公営住宅制度への信頼確保等のため、公営住宅における暴力団排除の必要性から本条例の一部を改正するものでございます。

今回の改正につきましては、公営住宅における暴力団の不法・不当行為について、殺人事件、また傷害事件等の凶悪事件や不正入居、不正使用、家賃滞納、職員や住民に対する恫喝等、さまざまな問題が全国的に発生している状況であります。このため、公営住宅入居者や周辺住民の生活の安全と平穩を確保するため、条例で暴力団排除の基本方針を示し、その実効を期すため、暴力団に関する情報の提供依頼等に関して、警察との連携の具体的な方策について定める改正でございます。

なお、暴力団の定義でございますが、都道府県公安委員会が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律に基づき、指定した団体でございます。

平成18年6月現在、全国の指定暴力団は21団体で、団員は約4万1,000人とされています。

続きまして内容でございますけども、84から86ページの新旧対照表で説明させていただきます。

(以下資料により詳細に説明)

山本善久建設課長

続きまして、議案第85号の説明に移らせていただきます。

87ページをお願いいたします。

議案第85号 紀北町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例

紀北町特定公共賃貸住宅条例（平成17年紀北町条例第135号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成19年12月11日提出

紀北町長 奥山始郎

提案理由

特定公共賃貸住宅入居者等の生活の安全と平穩の確保及び公営住宅制度への信頼確保等のため、公営住宅における暴力団排除の必要性から本条例の一部を改正するものでございます。

この改正につきましても、議案第84号と同じく特定公共賃貸住宅入居者や周辺住民の生

活の安全と平穩を確保するため、特定公共賃貸住宅における暴力団排除の基本方針を示し、その実行のため暴力団員に関する情報提供依頼等に関して、警察との連携の具体策について定めるものでございます。

内容につきましては90ページから91ページの新旧対照表で説明させていただきます。

(以下資料により詳細に説明)

議長

次に、議案第86号の説明を求めます。

家崎生涯学習課長。

家崎英寿生涯学習課長

議案第86号について、ご説明申し上げます。

議案書92ページをご覧ください。

議案第86号 紀北町立教育集会所条例の一部を改正する条例

紀北町立教育集会所条例（平成17年紀北町条例第 164号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成19年12月11日提出

紀北町長 奥山始郎

提案理由

紀北町立鯨教育集会所の老朽化に伴い、紀北町鯨集会所として改築するにあたり、本条例の一部を改正する必要性が生じたためであります。

本条例の改正部分のみ新旧対照表でご説明申し上げます。

94ページをご覧ください。

(以下資料により詳細に説明)

議長

ここで11時30分まで暫時休憩をいたします。

(午前 11時 22分)

議長

休憩前に引き続き、再開いたします。

(午前 11時 30分)

議長

次に、議案第87号の説明を求めます。

太田財政課長。

太田哲生財政課長

それでは、平成19年度紀北町一般会計補正予算（第3号）の内容について説明いたします。

議案第87号 平成19年度紀北町一般会計補正予算（第3号）

平成19年度紀北町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6,170万 3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ87億 8,776万 5,000円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成19年12月11日提出

紀北町長 奥山始郎

それでは予算に関する説明書に基づき、説明させていただきます。

歳入から説明させていただきます。

それでは予算書の11ページをご覧ください。

(以下事項別明細書により詳細に説明)

議長

昼食のため午後1時まで休憩いたします。

(午前 11時 57分)

議長

休憩前に引き続き、再開いたします。

(午後 1時 00分)

議長

次に、議案第88号と議案第89号の説明を求めます。

宮澤住民課長。

宮澤清春住民課長

それでは議案第88号について、ご説明させていただきます。

議案第88号 平成19年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)

補正予算の1ページをお願いします。

平成19年度紀北町の国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ30万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億8,917万5,000円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成19年12月11日提出

紀北町長 奥山始郎

6ページをお願いいたします。歳入でございます。

(以下事項別明細書により詳細に説明)

宮澤清春住民課長

続きまして、議案第89号についてご説明させていただきます。

議案第89号 平成19年度紀北町老人保健特別会計補正予算（第2号）

補正予算の1ページをお願いいたします。

平成19年度紀北町の老人保健特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億 6,218万 4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成19年12月11日提出

紀北町長 奥山始郎

6ページをお願いいたします。歳入でございます。

（以下事項別明細書により詳細に説明）

議長

次に、議案第90号と92号の説明を求めます。

村島水道課長。

村島成幸水道課長

それでは議案第90号から説明をさせていただきます。

議案第90号 平成19年度紀北町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

1ページをお願いいたします。

平成19年度紀北町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

平成19年度紀北町の簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ800万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億 1,283万 1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。

平成19年12月11日提出

紀北町長 奥山始郎

それでは予算書の7ページから説明をさせていただきます。

(以下事項別明細書により詳細に説明)

村島成幸水道課長

続きまして、議案第92号 平成19年度紀北町水道事業会計補正予算(第2号)を説明させていただきます。

1ページをお願いいたします。

議案第92号 平成19年度紀北町水道事業会計補正予算(第2号)

(総則)

第1条 平成19年度紀北町水道事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(収益的支出)

第2条 平成19年度紀北町水道事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出でございますが、第1款水道事業費用は45万6,000円を増額し、3億3,443万8,000円に。

第1項営業費用は84万円を増額し、2億1,531万1,000円に。

第3項簡易水道営業費用は38万4,000円を減額し、4,656万7,000円にするものです。

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条本文括弧書きを、(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億5,924万7,000円は、過年度分損益勘定留保資金等で補てんするものとする。)に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入でございますが、第1款資本的収入は2億8,840万円増額して、3億4,270万5,000円に、第1項負担金は40万円を増額して4,242万1,000円に、第3項企業債は2億8,800万円を増額して2億8,990万円にするものであります。

支出につきましては、第1款資本的支出は3億4,254万5,000円を増額して、6億195万2,000円に、第1項建設改良費は1,368万9,000円を増額して、1億7,302万6,000円に。

第2項企業債償還金は3億2,885万6,000円を増額して、4億2,892万6,000円にするものであります。

(企業債)

第4条 補正予算第1号第5条に定めた起債の目的、限度額、起債の方法、利率の償還の方法を、次のように改める。

今回、上水道事業借換債として2億8,800万円を増額し、限度額を2億8,990万円にしようとするものであります。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりであります。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第8条中(1)職員給与費「7,019万2,000円」を「7,163万3,000円」に改める。

平成19年12月11日提出

紀北町長 奥山始郎

内容につきましては、15ページから説明をさせていただきます。

15ページをお願いいたします。

(以下予算書により詳細に説明)

議長

次に、議案第91号の説明を求めます。

塩崎福祉保健課長。

塩崎剛尚福祉保健課長

それでは、議案第91号 介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)について、ご説明いたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

平成19年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)

平成19年度紀北町の介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ926万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,755万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成19年12月11日提出

紀北町長 奥山始郎

内容につきましては、予算に関する説明書に基づき説明させていただきます。

歳入予算から説明いたします。6ページをお願いします。

(以下事項別明細書により詳細に説明)

議長

以上で内容説明を終わります。

これより各議案の質疑に入りたいと思います。

発言を求めるときには、議長と呼び、自己の議席番号を告げ許可を得てから発言をしていただくようお願いいたします。質疑の回数については、議長が宣告した議題について3回以内となっております。

なお、委員会での審査は十分できますので、自分の所属する委員会に付託された案件については、大筋の質疑にさせていただき、詳細は委員会で行っていただきますよう、ご配慮をお願いいたします。

議長

それでは、これより質疑を行います。

日程第5 議案第76号 紀北町情報公開条例の全部を改正する条例を議題といたします。

質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

次に、日程第6 議案第77号 紀北町個人情報保護条例の全部を改正する条例を議題といたします。

質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

次に、日程第7 議案第78号 紀北町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

次に、日程第8 議案第79号 紀北町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

次に、日程第9 議案第80号 紀北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

次に、日程第10 議案第81号 紀北町現業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

次に、日程第11 議案第82号 紀北町集会所条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

次に、日程第12 議案第83号 紀北町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

次に、日程第13 議案第84号 紀北町営住宅条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

次に、日程第14 議案第85号 紀北町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

次に、日程第15 議案第86号 紀北町立教育集会所条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

次に、日程第16 議案第87号 平成19年度紀北町一般会計補正予算(第3号)を議題といたします。

質疑については、7ページの第2表 地方債補正から15ページまでの歳入についてと、歳出については16ページの議会費から27ページの商工費までと、28ページの土木費から43ページの給料費明細書までに分割して質疑を行います。

それでは、7ページの地方債補正から、15ページの歳入全般についての質疑を行います。

質疑ございませんか。

東澄代議員。

16番 東澄代議員

16番、11ページの地方交付税について財政課長にお聞きします。

この交付決定はいつ決定されたものか。

それと総額では36億円ちょっと聞き漏らしたんですけれど、どのような総額になるのか。
その辺の詳しい説明ちょっとお願いします。

議長

太田財政課長。

太田哲生財政課長

ただいまの交付税についてお答えいたします。

この度の普通交付税の増額は6,731万2,000円の増額で、合計いたしますと普通交付税が36億1,731万2,000円と交付決定されました。この交付決定につきましては1月か2月前だ
と思うんですけれども、その点につきましては、また後ほどお答えさせていただきます。

以上でございます。

議長

よろしいですか。

東澄代議員。

16番 東澄代議員

1ヵ月か2ヵ月前と言われるんですが、基金取り崩しているんですけれど、それまでには
交付決定がわからなかったのかどうか、その辺だけご答弁お願いします。

議長

太田財政課長。

太田哲生財政課長

まず、普通交付税につきましては、当初予算を組むときに地方財政計画がありまして、そ
れに基づいて予算化をいたします。その結果、交付税の計算が6月か7月ごろにありまして、
それに基づいて交付決定されます。以上でございます。

議長

東澄代議員。

16番 東澄代議員

課長、1ヵ月か2ヵ月前の交付決定って言われて、概算で5月か6月は交付の決定がある
んですか。その辺、何かちょっとわかりにくいんですけれど。

議長

太田財政課長。

太田哲生財政課長

それは申請でございます。6月ごろ申請いたします。

16番 東澄代議員

了解しました。

議長

ほかにございませんか。

松永征也君。

17番 松永征也議員

同じく11ページのですね、地方交付税、普通交付税で6,731万2,000円の増ということで、合計では39億1,700万円となるわけでありまして、この額はですね、旧合併特例法による合併算定替えですか。算定替えによって交付されたものだと思うんですが、この決定額はですね、合併後の通常の算定になると思うんですが、一本算定ですね。一本算定との差額、これはどの程度なんかですね、ちょっとお聞きしたいと思います。

議長

太田財政課長。

太田哲生財政課長

普通交付税の増額の要因ですけど、このことにつきましては総務省が定めました「頑張る地方応援プログラム」というのがありまして、これによる財政措置というのですか、地方交付税の支援措置によりまして普通交付税が5,800万円ほど増額されました。これが主な原因でございます。

それから交付税の合併算定替えですけど、算定替えと言いますのは、合併特例法に基づくものでありまして、紀伊長島町と海山町が存在するとみなして計算した交付税額を保障するということでございます。合併により交付税上不利益にならないよう配慮した制度であります。また、合併算定替えには適用期間がありまして、まず最初の10年間は合併前の交付税額を保障いたします。これは紀伊長島町と海山町の交付税額を合算したものです。

続きまして、11年度目から15年度目まで徐々に減少いたしまして、16年度目に合併算定替えはなくなります。例を挙げますと、平成19年度の普通交付税におきましては、決定額はさきほど申し上げましたとおり、36億1,731万2,000円ですが、合併算定替えがないものといたしますと、32億5,209万6,000円となります。差し引きいたしますと3億6,521万6,000円の減額となります。

また、本来なら普通交付税に算定されるはずの臨時財政対策債というものがあります。これも合併算定替えに準じて減額され、平成19年度の例を挙げますと、臨時財政対策債は3億1,943万8,000円が2億2,853万円となり9,090万8,000円が減額されます。これ両方足しますと、普通交付税と臨時財政対策債を合計しますと、4億5,612万4,000円の減額になります。要するに一本算定となりますと、4億5,612万4,000円の減額となります。

以上でございます。

議長

松永征也君。

17番 松永征也議員

合併したことによってですね、普通交付税で3億6,000万円ほど一般合併算定替えと、一般算定との差額があるわけですね。したがって、両町の合併は旧合併特例法に基づいて、その適応を受けてですね合併したということで、大変有利な合併をしたということになるかと思うんですが、こういうことで了解いたしました。以上です。

議長

あとはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

これで歳入等の質疑を終わります。

続いて、歳出16ページの議会費から、27ページの商工費までの質疑を行います。

北村博司君。

6番 北村博司議員

16ページですね総務費、一般管理費ですが、臨時職員賃金が減となっておりますが、各課にこの臨時職の減の賃金減がありますが、一体どの部門で何人減って、どこでどういうふうに減ったのかという、全体的な状況を明らかにしていただきたいと思います。

それからですね、減になっていく中で今年度新たに臨時職員の配置を増やしたのが、紀伊長島区で赤羽と三野瀬の出張所に人員配置しましたが、所要の経費はいくらかかっているのか、人件費や若干の設備もやったそうですが、そういうものも当然需用費がかかっているか、あわせていくらかかっているのか。

それから利用度、町民の利用度はどうなのか、2つの出張所はですね。数字を挙げてご説明いただきたいと思います。

議長

川合総務課長。

川合誠一総務課長

今、お話をいただきましたので、すぐにちょっと資料が手元にございませぬ。それで臨時職員の賃金が減っていると申しますのは、当初はですぬ、当初に対しまして短期の臨時職員がたくさんおりました。それでその短期と申しますのは、短期採用例えば3ヵ月とか6ヵ月とか、短期採用の臨時職員がおりましたが、それをですぬ今年度整理をいたしまして、8月1日付ですぬ公募いたしまして、採用をいたしました。そのとき12名から8名に臨時職員を減らしたというようなところがございます。そういったことで今回12月で減額というようなところがあるかと思ひます。

それから三浦、それから赤羽支所に配置している臨時職員、三野瀬支所ですぬ、いくらかかっているのかということ、それから利用度でございますぬ、それは住民課長。

議長

宮澤住民課長。

宮澤清春住民課長

出張所にですぬ2名配置したということでございまして、新たに必要となった経費につきましては、赤羽・三野瀬出張所のファックスの使用料ですぬ、これが10万2,000円ほど新たに発生したという状況でございます。

それと利用状況でございますが、新たに出張所を設けたということで、以前とですぬどれだけの利用が増えたかというところでございますが、そんなに特別増えたというような状況にはございませぬ。以上です。

議長

北村博司君。

6番 北村博司議員

総務課長の答弁に12人が8人に、つまり4人減だということになりますぬ、今までいなかった出張所2カ所が増えてますから、これまでの本庁なり総合支所なりの職員が、臨時職員が6人減ったということになりますぬ。2人増えているんですから、6人減った。それはどこの課で何人ずつ減ったのかということをお明らかにしていただきたいのと。

この赤羽・三野瀬、三浦と言ったけど三野瀬だと思ひますよ。一応所管は古里から海野、いや海野から三浦までを所管しているんだらうと思ひますよ。違うんですか。

それから赤羽出張所については、志子、下地から三戸、江滝まで所管しているわけでしょう、違うんですか。その地区だけの、例えば三浦だけの出張所じゃないはずですよ。赤羽だって前山だけじゃないはずですよ。所管範囲は。

それですね、実は先般、私と東清剛議員と2人で出張所の状況を見にまいりました。大体人が来るのは3日に一度程度だというのです。人が来るのがですよ。何か事務をするのじゃなしに、3日に1人ぐらいしか人が入ってこないという現場の説明を受けてます。これは私、東清剛議員と一緒に聞きましたから、これはね間違いのない事実です。

それで地元で出張所ができて良かったという声を、誰一人私聞いたことがございません。一体どういう判断で、今まで人のいなかったところへ配置したのか、これは事前からわかっておるはずですよ。その辺、担当というよりもこれは理事者が決定したことです。私はむしろ総合支所の窓口事務が大変混雑している。人出不足で。総合支所に戻すべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。戻すというよりも引き上げて配置すべきだと。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

平成17年に両町合併いたしまして赤羽区、あるいは三野瀬区においてですね、行政サービスが低下しないという配慮のもと、このように出張所を開設したわけでありまして。今後のことについては今しばらく様子を調査してですね、考えてまいりたいと思います。

議長

北村博司君。

6番 北村博司議員

私はね、出張所で扱った事務の件数がわからないはずないと思うんですよ。私ら行ってわかるんです。そのときはそれまでの件数も聞きましたよ、私は。だから当然本庁の課長は知ってる、把握しているはずですよ。お答えいただきますよ。知らないでは済みません。人が来るのは3日に1回。私はこういうおそらく人件費は臨時職員の給料いくらなんだろうかね。少なくとも需用費合わせて1カ所に200万円やそこらかかっていると思いますよ。2カ所で仮に400万円とすると、10年で4,000万円ですよ。私は、どうお考えになっているか、むしろ財政的見地からも聞きたいけれども。町長並びに担当課長住民課長、件数わかっているはず、扱い件数は。ちゃんと報告してください。

それから町長、10年置いておいたら4,000万円ぐらいかかりますよ。どうお考えになって

ます、その辺。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

その辺の経費とサービスの効果等をよく考えてまいりたいと思います。

議長

宮澤住民課長。

宮澤清春住民課長

18年度の実績でございますが、まず戸籍証明書の交付件数で赤羽出張所が17件、三野瀬出張所が31件。住民票の写し等の交付件数につきましては、赤羽出張所が12件、三野瀬出張所が62件。印鑑登録証明書につきましては、赤羽出張所が22件、三野瀬出張所が86件というような状況でございます。以上でございます。

議長

ほかに質疑ございませんか。

近澤チヅル君。

3番 近澤チヅル議員

同じく臨時職員のことについてお伺いしたいと思います。私も各課で人数が減って3カ月の短い期間の人を6ヵ月に変えたということですが、その3ヵ月更新しておった人たちが、この新しくまた公募したのかどうかですね、そこのところをお尋ねしたいと思います。

そして、もう1件、20ページの地域介護福祉空間整備交付金事業費の増というところで、2,400万円、さきほどグループホームという説明だったんですが、具体的にはどこのことなのか、詳しい説明をお願いします。

議長

川合総務課長。

川合誠一総務課長

短期の臨時職員ですね、それを更新したのかということですが、一応ですね短期の職員については一度整理をいたしまして、それから公募を行ったと、必要最小限にとどめながらですね公募をいたしまして、採用したということがございます。

議長

塩崎福祉保健課長。

塩崎剛尚福祉保健課長

グループホームの質問の件ですけれども、グループホームにつきましては、海山区の、現在「ゆりかご」のほうでデイサービスを行っていますが、場所につきましては現在ある「ゆりかご」のところでございます。

議長

近澤チヅル君。

3番 近澤チヅル議員

3ヵ月単位の臨時職員の方も公募したということですが、募集して引き続きいる方もいるということですが、3ヵ月と6ヵ月の方同じ人の場合ですね、賃金については6ヵ月になって同じなのか、そこら辺のところをお伺いします。

議長

川合総務課長。

川合誠一総務課長

私の説明不足だったかもわかりませんが、短期の職員は整理をいたしまして、公募を行いました。公募の臨時職員につきましては一応5年間ということですね、そういう前提で公募をいたしております。

議長

近澤チヅル君。

3番 近澤チヅル議員

今の説明でよくわかったんですけども、5年間できるということですが、その中にですね、3ヵ月で短期の契約をした人たちが、新たにまた公募に応じたのかどうかというところを、最後にお尋ねします。

議長

川合総務課長。

川合誠一総務課長

短期にいた人も公募に応じられました。何名かみえました。はい。

議長

ほかにはございませんか。

玉津充君。

7番 玉津充議員

燃料費の件なんです、17ページのですね財産管理費のところでは燃料費 180万円が燃料費のアップということで説明がありました。

それから24ページの塵芥処理費ですか、リサイクルセンターのところのですね。これも燃料費で 1,300万円という説明があったんですが、この燃料費についてですね、調達方法はどのようにしておられるのかということと、燃料費は今後も値上がりすることが予測されておるんですが、その辺の対応はどのようなふうにとられておるかということ、教えてください。

議長

太田財政課長。

太田哲生財政課長

17ページの公用車維持管理等の 180万円についてお答えいたします。

これは財政課で集中管理している34台分の燃料費でございます。当初予算では 350万円の予算計上をしておりました。この度、公用車34台分の燃料費の所要費用を見込んだところ、530万円となりました。この結果 180万円の増額補正をするものであります。

最初の当初予算のときはちょっと低く見積もっておりました。それで調達方法なんですけど、これは入札によっております。以上でございます。

議長

倉崎環境管理課長。

倉崎全生環境管理課長

1,300万円の燃料費でございますが、これはリサイクルセンターの燃料費でございます。これについてはですね、入札をしております。

それから、今回ですねこのように上がった原因といたしましては、灯油の不足とですね、値上がりの分とございますが、議員さんご存じだと思いますけれども、海山リサイクルセンターですね、4割のRDFを燃焼してですね、それと灯油と合わせて運転をしておったんですが、今年度ですね、海山リサイクルセンターが停止をしていたということで、紀伊長島リサイクルセンターで海山区のごみを処理いたしました。その関係でですね、増えてきたものでございます。

以上です。

議長

玉津充君。

7番 玉津充議員

増えた理由はよくわかりました。今後のその値上げに対する対応というのは、どういうふうなことを考えておられるのでしょうか。

議長

太田財政課長。

太田哲生財政課長

今後の調達方法につきましては、入札方法によっていきたいと考えております。

7番 玉津充議員

節約とかそういうものについての考えを。

議長

太田財政課長。

太田哲生財政課長

節約方法については、できるだけ公用車のほうなんですけど、台数の節約とか考えておられて、できるだけ燃料費の節約に努めていきたいと考えております。

議長

倉崎環境管理課長。

倉崎全生環境管理課長

今年度ですね、海山リサイクルセンターが停止をしておった関係でですね、今後、今現在ですね、この間から動いておるんですけども、そちらのほうで減ってくると思いますし、また今後注意をしてですね、燃料費少なくなるようにですね、できるだけ頑張ってやっていきたいと思います。

議長

東澄代君。

16番 東澄代議員

26ページなんですけど、分収造林費のその他の特定財源で 146万 3,000円の収入がありますが、今まで当初補正と収入になって、今回間伐の委託料、事業委託料だということなんですけど、その他の収入というのと、その収入見合いというのですか、どこから収入になっておるのか、その辺をお聞かせ願います。

議長

中村産業振興課長。

中村高則産業振興課長

議員の質問にお答えします。収入の14ページをご覧ください。そちらのほうに受託事業収入ということで、分収造林受託事業収入 146万 3,000円ということで、緑資源機構からの受託事業収入でございます。

議長

東澄代君。

16番 東澄代議員

その緑資源の機構はわかるんですが、その他の財源という緑資源の収入見合いというのですが、収入源というのは受託事業で、その歳入としてはわかるんですが、それでその他の収入でということになるんでしょうか、ちょっとそのとこ。

議長

中村産業振興課長。

中村高則産業振興課長

その受託事業の内容ですけども、海山区の東山団地におきまして保育の間伐の事業量の増、また除伐の事業量の新規追加ということで緑資源機構から 146万 3,000円の収入がありました。

特定財源のその他の内訳でございますが、受託事業等についてはもうこの財源の内訳ではその他という分類に入ります。

16番 東澄代議員

了解。

議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

さきほどのですね、前者玉津議員の関連なんですけど、17ページ、5目の財産管理費の公用車の燃料の 180万円と、塵芥処理のほうの燃料費と修繕費ですね、さきほどこの燃料に関しては入札で行っているということなんですけど、この入札は年に1回なんですか、2回なんですか。それとも1回したら1年もその入札の期間でやっておるわけでしょう。今回値段が上がったということて新たにやっておるんですか。そのところ一緒に質問で塵芥処理の。

そして修繕費の 1,137万円ですね、これはどこの修繕費なのか、それからこれも入札方法でやってやるのか、そのところちょっとお聞かせください。

議長

太田財政課長。

太田哲生財政課長

入札の回数なんですけど、2ヵ月、3ヵ月を目途にしてやっていきたいと考えております。このごろのように値上がりが激しいですと、やはり短期間で入札するほうが良いと考えております。以上でございます。

議長

倉崎環境管理課長。

倉崎全生環境管理課長

燃料費ですね、入札は以前は年に2回やったんですが、最近燃料費の変動が厳しいものですから3ヵ月に1回切り替えてやっております。

それから修繕料でございますけども、海山リサイクルセンターですね、コンベアー修繕とか燃焼の空気配管、それから空気予熱機がございます。それから長島リサイクルセンターですね、搬送用のコンベアー、それから揺動選別機等の修繕でございます、これについては専門的な工事についてはですね、随契でやらさせていただいております。

前回からのですね、引き続きということで当初から入っておりますので、海山については日機工業とかですね、長島についてはJ F Eの会社が入っております。町内でできる工事についてはですね、町内の方に工事をやっていただくということで考えております。

議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

燃料に対してはいろんな変動が激しいと、しかし、本来この入札というのはですね、年に一遍か半年に一遍か、1年に一遍の契約の中の入札でしょう。これは今回特殊な変動は、今本当に確かに短い中でどんどん上がっているけど、それは考慮するのは業者に配慮してやるのですか。通常、それを見越してのいろんな入札をやるのが入札じゃないんですか。

と思うんだけど、今回、今の答弁やと、言うたら社会状況に応じたようにして原油がぼんぼんぼんぼん上がっていくから、見直してやっておるんだと。だから業者に対しての配慮なのか。そういうことになってくるのかな。入札なら一旦決めたら、あとは原油が上がろうか下がろうか、その代わり下がるときはそんなら下がったからというて入札やり直すのか、そうじゃないでしょう。その期間というのはもうその入札の価格でいくんじゃないですか。

それを今回は2ヵ月、3ヵ月で見直しておるということは、どういう配慮の中でやってお

るのか、ちょっとお聞かせ願いたい。

議長

太田財政課長。

太田哲生財政課長

契約の条項にも大きな変動があった場合は、変更契約できるという条項もありますし、普通このガソリンですと、2ヵ月、3ヵ月を目途に今後変動が大きいもんでやっていきたいと考えております。

それから業者のためと言いますが、損もしてまでということもありますので、できるだけ損をかけないように考えております。以上でございます。

議長

倉崎環境管理課長。

倉崎全生環境管理課長

入札がですね、契約の中に大幅な変動があれば変更ができるということで記述をしております、それですともう何回も変更になる可能性がありますので、できるだけそういうことのないように短い期間で3ヵ月ということで、契約を入札をさせていただいております。

議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

財政課長言ったように、業者の配慮もあるというけど、だけどそうなるよね、また実際建設業者なんかは赤字の入札してもそれを請け負ってやっていくという、これも使命感もあるわけなんです。だから今はもう本当にこれは異常な原油の値上がりでですね、石油製品本当に高騰しておると、特殊なもんだからやはり業者も本当に潰れてもらったら困るから、その配慮はいいんですけど、するんだったらそのさきほどの条項、僕らは見てないけど、あるんだったらその条項もまず説明してですね、そういうことの中でこうやっていきたいんだと。

だから、この説明をしたときにそういうところも付け加えていったほうが良かったように思いますので財政課長、これからよろしく私どももまた勉強しますで、環境課長よろしく。

議長

中津畑正量君。

15番 中津畑正量議員

25ページの林業振興費、有害鳥獣の駆除事業費の増ですが、農林課長に是非聞きたいんで

すが、この有害鳥獣駆除という事業は、やっぱり今のイノシシ、サル、シカ等の出没状況やら被害状況を見ると、どうも後追い後追いになっておるんですね。そういう点ではこういう追加補正、追加追加でいくよりも、もっと抜本的な対策が必要だという認識はあるんでしょうか。この46万円というのはあまりにもお粗末過ぎると言っても過言ではないぐらいの少額ではないかと思うんですが、その点の考え方。

それともう1つ、26ページの町有林の造成費ですが、これについては今大変林業が悪いという状況の中です、今手入れをしていかなくてはいけないという状況もある中で、果してこの事業委託料というのは、これはどこに委託をしているのか、おそらく尾鷲あたりの森林組合かなと思うんですが、ちょっとそこわかったら教えてください。

議長

中村産業振興課長。

中村高則産業振興課長

第1点目の有害鳥獣駆除事業費の増46万円でございますが、実はですねこれ9月にも補正をいたしました。その後ですね、住民から農作物等の被害が多いということで長島区で10件、サルですけども海山区で1件ということで、11件まず出てきました。

そのあと、また捕獲許可をとということで、さらに海山区・長島区ということで追加で出た12頭なんで、合計23頭分なんですけども、今後ですね猟友会等も含めて捕獲駆除の対策ということで、改めてちょっと協議をしていきたいと考えております。

それともう1点、20年度から報償費、単価等の見直し等も猟友会と協議していきたいという考えでおります。

それと2点目の委託業者でございますが、3業者ほどありまして、森林組合おわせ、それと馬瀬の植地さんというところなんですけど、それと海山区の上村というところで、3業者で一応入札を行っております。以上でございます。

議長

中津畑正量君。

15番 中津畑正量議員

有害鳥獣についてはですね、本当に畑をしていない町民の方でも随分車で通っても町中、特に地域周辺部を歩いても随分サルが多いと、小サルも多いということで、異常発生ではないかというぐらいの大きな声になっております。そういう点で、今後猟友会とも協議して単価等の見直しもしながらしていくということですので、是非本当の駆除になるぐらいの成果

を上げていかないと、追いつかない状況というのはやっぱりきちっと認識つかまれておると
思うんですが、そういう点ではこの46万円、23頭分というのは、毎回定例会のときに補正補
正という格好で追ってきておるのでですね、是非当初でもここら辺については考慮して、予
算要求もしていただきたい。

それと町有林の造成ですが、ここら辺については町有林の管理というのは、今ちょっとこ
の予算とは直接関係ないかもわかりませんが、管理はできている状況なんですか、その実態
だけちょっとわかっていたら教えてください。

議長

中村産業振興課長。

中村高則産業振興課長

町有林の管理なんですけども、少し財政的なこともありまして、当初予算見ていただいた
らわかると思いますけども、100%というわけにはいってない状況でございます。

15番 中津畑正量議員

結構です。

議長

これで議会費から商工費までの質疑を終わります。

続いて、28ページの土木費から43ページの給料費明細書までの質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

議長

北村議員。

6番 北村博司議員

33ページ、保健体育総務費ですね、この美し国駅伝ですか、なぜ80万円も、これはどこの
事業ですか、大体が。津から伊勢市までということですが、当町はルートにもなってないし、
何のために80万円もの高額な、一体大体主催者どこですかこれ。県事業だったら県教委が主
催するのだったら補助金というのは、私は筋合いが違うと思うんですが、一体どこのどなた
が主催するものだろうかと、お尋ねいたしたい。なぜ80万円という数字が出てくるのか、お
聞きいたします。

議長

小倉教育長。

小倉肇教育長

この事業はですね、県が主体でございます。

それから農協も支援団体の大きな一つであります。そのほか体協、それから市町村という形ですね、協賛して実行委員会を持っておるといってございまして。

この市町村合併でですね、たくさんの町が合併して31になったんですかね、ごめんなさい、29になったわけです。そういう中で新しくできた町村のまとまりというのですか、これをつくりたいというのが大きなねらいだと聞いております。三重県の心、三重県民の心を一つにするというテーマでやりたいという取り組みで、主催が県ということで発案されたと聞いております。

ただ、この計画はですね、確かに北村議員のご指摘の中にあると思うんですけども、今ドキですね、補正でもってくるということは遅いのではないかといいご指摘も、県の教育長会等でもございました。本年度の行事にするならば本予算で組める形ですね、対応をしてもらわないと市町村も困るといふようなことも県の教育長会で論議をしたわけですが、県のほうがですね、大変この合併という大きな時代の中で、県民、町民の心を一つにするこの行事に強い意志を持っておりまして、どうしても本年3月16日の第1回の開催を迎えたいと、そういうことでもございました。

県の体協のほうからも町の体協のほうへ話も働きかけもございまして、私ども体協と十分相談をさせてもらったんですが、全31市町がいろんな事情あるけれども参加するという体制を取ったということもございまして、今回統一のですね、紀北町の連合チームもつくって参加したいと、そういうことで補正をお願いしたわけでもございます。

よろしく願いいたします。

6番 北村博司議員

こういう言葉もあるの。県事業に町が補助する。ちょっとその辺どなたか教えてください。

議長

小倉教育長。

小倉肇教育長

予算のことについては少し担当のほうからお話させていただきます。

議長

家崎生涯学習課長。

家崎英寿生涯学習課長

ただいまの質問にお答えします。今回出場にあたりまして紀北町体育協会、それと紀北町

陸上競技協会の2つの組織で、紀北町のための出場のための実行委員会を組織しまして、その実行委員会に対しての補助金です。それぞれその経費といたしましてはユニホームを、それとか保険代、それとか健康診断、選手の健康診断等々、そういうような経費を見込んでおります。その合計が80万円となっております。以上です。

議長

北村博司君。

6番 北村博司議員

ちょっとですね、これは予算説明不十分ですよ。この説明だったら主催者に対する補助金という、皆受け取っておるんじゃないですか。それだったら町体育協会に対する補助金って明確に説明せなあかん。これ主催者に対する補助金って誰でも受けとる。

私はちょっとこれね、議長注意したってください。不正確ですよ、説明が。県が主催で農協あたりが冠大会が何か知りませんが協賛してたら、開催費用は県と農協だかその辺の伊勢市だったら有名な企業もありますから、今や全国区になった。当然ね、駅伝大会そのものの補助金出すこと自体がおかしいんです。私だからおかしいなと言っておるわけですよ。出場チームに対する補助金だったらそういう説明してください。

それとこの間、海山クラブか、小学生のソフトボールチームが全国大会に出場したのに、どんだけ補助しているのですか。ちょっと比較対照的に全国大会出たものと、いくら出しておるんですか、あるいは出してないんじゃないですか。出してないでしょう。出してる。数万円でしょう多分。それで町民がサポートというのか寄付をかなりされていると思いますけれどもね。それとたかが県内の美し国というのは、これは伊勢志摩の美称ですわな。紀州は本来関係ないんですわこれ、紀州地方は。それに80万円って私はちょっとバランスを失していると思いますがね。ちょっと海山クラブへいくら補助されたんでしょうかね。全国大会へ出たチームに対して、ちょっと私は80万円というのはびっくりしました正直言って。

議長

小倉教育長。

小倉肇教育長

この80万円はですね、出場チームに対する補助金です。大会についてはですね、県とそれから市町負担が半々、それから協賛団体等が持つということで、ちょっとすみません。全部で3,000万円のうちですね、今言う県が750万円、市町村負担が750万円、それから協賛団体が1,500万円、合計3,000万円で大会運営はそちらでやるということで、この80万円は選

手派遣費でございます。

6番 北村博司議員

ちょっと議長、注意してやってください。財政課長の説明不十分。間違うておる大体。誤解招く。

議長

財政課長、正確に説明をお願いしたいと思います。

6番 北村博司議員

やり直しなさいよ、説明、予算説明を。

議長

太田財政課長。

太田哲生財政課長

さきほどの予算説明につきまして、補助金の説明を再度させていただきます。

美し国三重市町対抗駅伝実行委員会補助金とありますが、この実行委員会は町の組織でございます。町の組織に対する補助金でございます。選手派遣のための補助金でございます。以上でございます。

6番 北村博司議員

これ海山クラブにいくらした。

議長

家崎生涯学習課長。

家崎英寿生涯学習課長

北村議員のご質問にお答えします。海山クラブ全国大会下関のほうへ出場しました。そのときにあたりまして予算的な措置ができていなかったもので、補助は出しておりません。

議長

東澄代君。

16番 東澄代議員

34ページなんですけど、財政課長のちょっと説明をお願いします。

繰上償還、臨時特例債による繰上償還ということで、2,210万1,000円と、精算見込みの利子が715万円が減になっておりますが、何パーセントの利率の分の償還なのか、その辺の内訳をお願いいたします。

議長

太田財政課長。

太田哲生財政課長

まず、長期債償還元金の増についてお答えいたします。

長期債償還元金の増額は 2,210万 1,000円で、国の特例措置により地方債の繰上償還をするものであります。

内容としましては、公営住宅建設事業債の志子団地の 406万 7,000円、一般単独臨時河川 14万 7,000円、一般単独臨時地方道の 1,052万 7,000円、そして公営住宅建設事業債の船津地区の前桂団地の 736万円であります。

続きまして、長期債償還利子及び一時借入金の利子の減なんですけど、長期債の利子及び一時借入金の減額は 715万円をみておりました。これは公債費の利子の精算によるものであります。

当初予算に比較しまして、利子の見込みが 0.2%から、最大で 0.7%ぐらい低くなりました。このため補正するものでございます。以上でございます。

議長

東澄代君。

16番 東澄代議員

さきほどの元金の説明なんですけれど、これが利率の高い分からじゃなしに、項目によって償還したという元金の内容ですか、繰上償還は。その辺のこともう一度説明お願いします。

議長

太田財政課長。

太田哲生財政課長

まず特例措置を受ける条件なんですけど、紀北町の場合ですと、合併市町村で実質公債費比率が15%以上に該当するためでございます。この条件に該当する団体は年利5%以上の地方債を借り換え、または繰上償還することができます。以上でございます。

16番 東澄代議員

わかりました。

議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

11番、さきほどのこの補助金事業の助成金事業のことなんです。さきほど教育長はですね、

この県の主催にとって、主催費は市町村が 750万円負担すると言いましたね。これはどっから出すようになってます、今回。

それともう1点ですね、この80万円に対しては私は反対するものじゃないですけどね、私も以前体育協会で会長やっていたときに、海山では今回感じたことは水泳です。水泳、サッカー、そして今のソフトボールですね。それでこのチームは過去本当にいろんな外へ向いて他流試合やったり、いろんなことのそれで業績もいいわけですよ。しかし、その負担はなぜかといったら皆父兄が負担している。これからこの地域の若い者のスポーツに対する育成事業としてですね、これが県が主催したら市町村がそれに伴ってユニホームまで負担すると、つくらせてやろうとしておる。

それだったら、私はこれにも反対しない。しかし、もっと体育協会の中身を見つめてですね、これから予算措置をやったってほしいと思う。県が言うてきたら、ああ市町村丸出しやと、各体育協会の中でやっておる各その部で違うたらですよ、それは個人で出してください。父兄でやってくださいって、これは本当になかなか大変やと思う、皆が。しかし、これがスポーツの私もこれ今回感じたけど、本当に海山はそんだけスポーツに熱心であるしね、サッカーにしてももうスカウトマンが来るといぐらいやっています。ソフトボールではこないして成果も出している。水泳も行く、だからねここまでするんだったら、やはり平等にですね、市町、これは県の事業とするんだからそれはいいよ。そこまでするんだったら地元で一生懸命やっている人たちになぜ補助金を出さんのや。出したってくれんのかなと。

だからこれはええ機会です。これは各課、皆この教育課、特に教育の生涯課のほうはやな、今度は当初予算へ向けてもある程度の案できておるやろ。この12月議会終わったら当初予算にかかるんでしょう。ドーンと出してドーンと。それぐらい言っていくよ。真面目に聞いてくれよ、これは本当に。

そんなもんじゃないというん。県から言うてきたら何でも出しますよ、言う通りってユニホームから何から揃えて、そんならこれで効果が、言うたら順位がですやすゲッツやったらどうするの。ただ何でもいいわ参加したらいいだけや、県がやったらからということになる。しかし、今地元で体育協会のやっている人は真剣なんや、子どもたちを一生懸命育てようとして、そこのことを本当に考えてやってほしいと思うんです。だから当初予算で、町長、三役、頼みますよ。町長、そんなジツとせんとニコツと、これで要望しておきます。そういうこと考えてほしい、本当にね。真面目に本当にやったってほしい。本当に現場におる人ら必死ですから。マイクロバス1台借りたらもう15万円かかる。そういうことでこれは要望、こ

れには反対いたしません。

それで教育長、この 750万円の支出だけはどこから出ているかという説明だけ。その割り当ては市町村であるんでしょう。

議長

太田財政課長。

太田哲生財政課長

さきほどの美し国三重市町対抗駅伝実行委員会補助金なんですけど、これ町で80万円を海山町内の団体に出すだけでございます。県には出しておりません。以上です。

議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

いやいや違うでしょう。議長いいですか、それはわかっておるの。今、小倉教育長が言うた県が 750万円、全体費用 3,500万円と言ったんじゃないですか。市町村が 750万円支出するということから、その割合はどんなもんで、どこで上がっているかということを行っているの。これ 3月16日でしょう。

議長

小倉教育長。

小倉肇教育長

私のところへ来た資料は、今言いましたように 3,000万円の事業費で、県が 750万円、市町村の負担金が 750万円、1,500万円が協賛団体という形で来てですね、そして参加費は各市町村でお願いしたいと、その選手団のですね。そういう内容のものがきたわけですけども、それ以降ですね、いろんな論議が行われておりますから、この 750万円について教育委員会へ請求も来ておりませんし、それから町のほうへも来ておらないところもみるとですね、随分、今ここで言っているような論議を我々も県教委でやったんです。

ですから、市町村の負担の 750万円というのはですね、県が全部負担したという形になるかもわかりません。多分、そういうところでうちへも来てないし、財政のほうへも来てないのかと思いますが、その辺、私のほうではこれ以上わかりません。

議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

教育長、それはね事業そのものが、あなたが 750万円の市町村の負担金があるかと言ったから私言ったんですよ。そしてこれは3月16日ですか、実施は。だから今回の補正で認めておかなきゃ、もう支出できないから私は今言っておるわけなんですわ。それが県があなたが言っているように、県が請求してきやへんからもうなくなったかもわからんというのやったら、今の発言を取り消してもらわなさ。

議長

小倉教育長。

小倉肇教育長

私のところへですね、10月15日付の事務連絡で来た書類を見て私は今答えたわけですよ。その点についてですね、市町村負担金総額 750万円について、市町村負担金 750万円にしては、各市町が個別に予算計上せず、市長会、町村会が協議のうえ、一括して負担していただく方向で検討が進められていることになりましたがですね、この結果についてはまだこちらへ届いてないんですよ。そういう通知を今受け取っておる、私どものほうとしてね、だけでございますので、私はこの10月15日付の予算明細書を見て、今お話をしたわけなので、現時点できちっと確かめたわけではございませんので、取り消します。

申し訳ありません。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

そんならね、教育長、その計上しないで出すことをやるということは、どういうこと。だけど市町は計上しないで出す方向でということの県の指導なんでしょう。計上しないで町の負担金を出すということはどういうことなの。計上しないでって何か機密費が何かで出そうとしておるのですか。ちょっとそのこのとこ。

議長

小倉教育長。

小倉肇教育長

この辺ですね、すみません。私の答え方が悪かったと思うんですが、この文書を見てね、今言いました 3,000万円の内訳がそう書いてありましたので読んだんですけども、きちっと財政のほうと連絡せんとですね、この文書を読んでしまいましたので、もう一度確かめます。

ここにですね、今検討が進められてと書いてあります。市町会が協議のうえ一括して負担していただく方向で検討が進められていることとなりましたと書いてあるので、検討が進められておると書いてあるんですね。ですから結果については報告を受けておりませんので、そこを確かめんとですね、確定したような形で言ったことについては取り消します。申し訳ありません。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

教育長、そやけどこの市町村で議長、市町村で一つの流れの中で教育長言うたように、これを出す方向でしておるということですね、教育長。市町村は県の指導で市町村に計上しないで上げる方法を県は教えるからそうしろということやろ。そんならいろいろな形の中でどんな支出のやり方できるんだ、やっておるんだということになるよ、これ。教育長、そやで今のはもう取り消してもうたほうがいいんじゃないですか。そやなからこれはもう裏を皆さらけ出しておるようになってしまう、本当に。

そんなら計上しないで県が一括して市町村が出すということは、一括して市町村から集めて出すということでしょう。そんなら何かにしても割合で出しておるんでしょう。そんならそれが予算に上がってないで出すというのはこれ問題ですよ、これは。議長そのところは今2回の中で答弁がころころ変わったから私は言っておるわけで、議長ね。答弁が一括であつたら答えてもうたらいけど、答弁が変わったから議事進行やらしてもうたけど、そのとこちゃんと確かめていただきたい。

議長

今の議事進行ですけども、私の答える範囲じゃないと思いますので、小倉教育長のほうから再度お願いしたいと思います。

小倉肇教育長

ただいまのですね提案については、80万円をその選手の派遣費としてですね、認めていただきたいというこの提案以外にですね、県の3,000万円の事業費について説明した件につきましては取り消します。もう一度きちっと確かめてですね、そのうえ報告をさせていただきたいと思います。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

議長

北村議員。

6番 北村博司議員

議会制度の根本にかかわる予算編成の根本にかかわる問題になってまいりますね。というのは、今の趣旨を聞いていると、おそらく町村会の負担金に紛れ込まずよという意味だろうと思うんですよ。県教委が言うておるのは、個別に町村に負担金を請求せずに、町村会の負担金出してますね。出してますね。その中へ上乗せしてという、多分私はそういうふう解釈する。町長は評議委員会の評議委員になっておるはずやし、おそらくそういう話は町村会の総会なり評議委員会で出しておるはずやで、これは明確にしてください、議長。由々しき問題です。聞き流すわけにいかん。

そういうことがこれまでも行われたのか、町村会の負担金の中に上乗せする手法というのは、これまでもとられたのか。私はそういうふうを受け取るけども、町村会の負担金の中へ上乗せするという。そんなことしたことないのか、しとったらこれはね議会の予算審議権をね、すり抜けることになってくるで、議長明確にしてください。

議長

北村議員の議事進行は私の答える範囲ではないと思いますので、理事者のほうから町長のほうから答えさせます。

奥山始郎町長

県教委のほうから町村会の理事会に来て説明をいただきました。今は評議員じゃないんです。理事会です。ですけど、その町村会、名前は町村会ですけども、町村会からいくら出すかということはまだ決定していません。

6番 北村博司議員

そっから負担するということやな。

奥山始郎町長

町村会へ要望きたら検討します。検討します。しかし、まだそれは決まってないんです。

6番 北村博司議員

決まっていないにしても、上乗せするということやろ。

奥山始郎町長

それはわからん、それは。それはわかりませんよ。

6番 北村博司議員

そういう曖昧なトンネルで出したらあかん。明確に予算計上すべきや。ちょっと休憩して、これは重大な問題やで、もしそういう手法があるのやったら。

議長

暫時休憩いたします。

(午後 2時 27分)

議長

休憩前に引き続き、再開いたします。

(午後 2時 44分)

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

ただいま時間をいただきまして調べました。結果、美し国の市町対抗の駅伝大会の市町分の負担金の750万円については、財団法人市町村振興協会が負担するということがわかりましたので、ご報告いたします。以上でございます。

議長

谷節夫君。

21番 谷節夫議員

21番、ただいまいろいろとありましたんですけど、大体ですね中身、内容ですね。選手は何人ぐらい行って、これからそのご遷宮ぐらいまで続く大会になるんかとか。わかる、伊勢新聞に載ったとは言っているんですけど、僕はちょっと拝見してないんで、中身がわかれば内容簡単にご説明ください。以上です。

議長

家崎生涯学習課長。

家崎英寿生涯学習課長

財政課長からも説明のありましたように、コースとしましては県庁から伊勢の運動公園、陸上競技場までです。それを距離が42.195kmです。マラソンコースと一緒にですね。10区間に分かれます。選手としましてはチーム編制なんですけど、監督1名、コーチ1名、そして選手20名、20名は補欠も入れての20名です。合計22名。それぞれ男女の選手です。そしてコースとしましてはそういうところです。

ほかに競技規則としましては、陸上の駅伝の競争の基準に応じてやるというようなことを聞いております。以上です。

21番 谷節夫議員

学年はわかりませんか。

家崎英寿生涯学習課長

小学生、中学生ですもんで、小学生は高学年になってしまうんじゃないかと、まず小学生の女子が1.28km、そして男子が1.96kmというようなコースになっております。それぞれ20歳女子、40歳男子というような感じてわかれております。それで合わせて10名の選手を派遣、それで補欠を入れて合計20名となっております。

21番 谷節夫議員

はい、わかりました。以上で結構です。

議長

以上で、議案第87号についての質疑を終わります。

議長

次に、日程第17 議案第88号 平成19年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長

以上で質疑を終わります。

次に、日程第18 議案第89号 平成19年度紀北町老人保健特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

次に日程第19 議案第90号 平成19年度紀北町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

次に日程第20 議案第91号 平成19年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

次に、日程第21 議案第92号 平成19年度紀北町水道事業会計補正予算(第2号)を議題といたします。

質疑を行います。

東澄代議員。

16番 東澄代議員

16番、水道課長にお伺いします。企業債の償還金が6%以上の利率ということで償還されておるんですが、繰上償還されたと思うんですが、この借換債について2億8,800万円ですか、この利率は何パーセントの利率で、一方では償還して、一方では借換債という矛盾が起きておりますので、その説明をお願いします。

議長

村島水道課長。

村島成幸水道課長

お答えいたします。この借換債につきましてはですね、一応現在の借り入れてる利息が、一応6%から7%以上になっておるわけなんですけども、それをまだ確定はしておりません

のですが、約 1.3%ぐらいになるのではないかとと言われております。したがって、5%ぐらいは下がるというふうに考えております。

議長

東澄代君。

16番 東澄代議員

1.3%の利率で何年償還ということの借入れなんでしょうか、借り換えなんでしょうか。

議長

村島水道課長。

村島成幸水道課長

現在、借入れをしております起債の期間と同じ期間を借入れることとなります。残期間が10年であれば10年で返すということでございます。

16番 東澄代議員

了解。

議長

玉津充君。

7番 玉津充議員

7番、18ページのですね工事請負費の件でお伺いします。

上水道の便ノ山地区の布設工事が当初予算から半減されておられると思うんですが、さきほどの説明では来年度にあとは回すということで、そうすることによって経済的にもですね、ロスが出てくるんじゃないかと思うわけですが、その理由としてこの国道42号線の拡幅工事に伴う配管布設工事で2,000万円必要やということで、これは国道のですね工事であっても、町負担でやらないかんもんなんでしょうか、その辺ちょっと教えてください。

議長

村島水道課長。

村島成幸水道課長

はい、お答えいたします。一応、国道の高速道に関係する国道の工事であるんですけども、私どもの水道管は国道に占用させていただいておることからですね、国道に入れさせていただいておることから、国道を改良する場合は私どもの経費でそれを移設するというところでございます。

それと、便ノ山地区の工事でございますけれども、当初1,200mで3,000万円の予算を計

上いたしました。いろいろ設計のほうは建設課のほうで依頼をしておるわけなんですけれども、一応協議の中で今回そのうちの 675.4mを実施して 2,000万円程度で実施したいと、そして残る区間にはまた 1,500万円程度必要であろうということになるんですけれども、一応沖見団地の下から県道から町道に入るところで、一旦区切って実施したいということですので、そのような協議でいたしました。

7番 玉津充議員

わかりました。

議長

ほかにごいませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

次に日程第22 請願案件を議題といたします。

請願についてはお手元に配布のとおり、2件ここに受理することとし、別紙、請願文書表を朗読させ、説明に代えさせます。

中野議会事務局長。

中野直文議会事務局長

(請 願 文 書 表 朗 読)

議長

以上で、請願の説明を終わります。

お諮りいたします。

請願案件については質疑を省略し、委員会に付託したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしと認めます。

したがって、請願案件については質疑を省略し、委員会に付託することに決定いたします。

以上で、今回提案されました案件についての質疑は、全部終了いたしました。

ここで委員会付託表の配布をいたさせます。

(委 員 会 付 託 表 の 配 布)

議長

配布漏れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

それでは議事を進めます。

お諮りいたします。

本日議案となっております各案件については、会議規則第39条第1項の規定により、別紙、委員会付託表のとおり担当常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしと認めます。

したがって、各議案については別紙の委員会付託表のとおり、各担当常任委員会に付託することに決定いたしました。

なお、付託案件の審査につきましては、1日一常任委員会の開催とし、

明日12日は総務財政常任委員会、13日は産業建設常任委員会、14日は教育民生常任委員会の開催となります。いずれも開会時刻は午前9時30分からとなっています。委員会の運営につきましては、各委員会の委員長において取り計らいくださいますようお願い申し上げます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長

北村議員。

16番 北村博司議員

実は、今気づいたんですが、正誤表が、議案の正誤表が配られてますが、正誤表では駄目なんじゃないですか。見ると議決対象の本文の訂正ですから、これは差し替えな多分駄目なんだろうと思います。議長の見解いかがですか。8ページに議案第76号の、77号もありますが、これは議決対象ですよ。本文ですよ。全部改正ですから。だからこれは正誤表では私は駄目だと思いますよ。差し替え、休会中に差し替えるか、明日の朝まで差し替えるべきだと思います。議長の見解をお尋ねします。

議長

中野事務局長のほうから答えさせます。

中野直文議会事務局長

ただいま北村議員からの発言でございます。会議規則第20条によりまして、まず議案となる前は議長の図らいで許可をする、訂正については許可をすることができるという条項になっております。

ただし、今ご指摘のございましたように、本文議決の対象となりますので、文書でもって議長宛にちゃんと提出がなされております。その文書のコピーは配布をいたしておりませんが、その添付されておりました正誤表でもって訂正を了解を求めたもので、本日午前中に了承をいただいたものでございます。

議長

北村議員。

16番 北村博司議員

理屈はともかくですよ。正誤表というのは紛失しやすいものですから、後々多分事前に配付された議案書が一般的には残る。正誤表で処理するんじゃないし、私は差し替えるべきだと思います。76号・77号について、86号もそうか。議案を差し替えるべきだと思います。議長自身のご判断をいただきたいと思います。

議長

北村議員の質問にお答えいたします。

最初の始まるときにですね、正誤表を配布させていただいて、それについてはご了承くださるようというところでお願いをしてまいりました。

ということで、ご了承いただいております。後ほどは、これからはそういうことで気をつけていきたいと思っております。以上でございます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

どうもご苦労さんでございました。

(午後 3時 02分)

地方自治法第 123条第 2 項の規定により下記に署名する。

平成 20年 3月 6日

紀北町議会議長 世古勝彦

紀北町議会議員 玉津 充

紀北町議会議員 尾上壽一